

健感発 0725 第1号
平成 26 年 7 月 25日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

中東呼吸器症候群（MERS）の指定感染症への指定後の対応について

中東呼吸器症候群（以下「MERS」という。）を指定感染症として定める等の政令（平成26年政令第256号）等が平成26年7月26日から施行されるところです。これに伴い、MERSに感染した疑いのある患者が発生した場合の標準的対応フローを別添1のとおり策定しましたので、業務の実施に当たって御活用ください。当面、MERSに感染した疑いのある患者について、地方衛生研究所において診断検査を実施する際は、別添2の別記様式を参考に、結核感染症課まで情報提供をお願いします。

また、国立感染症研究所ホームページにおいて、次に掲げる情報を近日中に掲載することとしておりますので、お知らせします。

- ・「中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者搬送における感染対策」
- ・「中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）に対する院内感染対策」
- ・「中東呼吸器症候群（MERS）に対する積極的疫学調査実施要領」

なお、「中東呼吸器症候群（MERS）に関する対応について（協力依頼）」（平成26年5月16日健感発0516第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）は、今月26日をもって廃止します。

資料

別添1：中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー

別添2：情報提供の際に使用する別記様式

（参考ホームページ）

厚生労働省「中東呼吸器症候群（MERS）について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所「中東呼吸器症候群（MERS）」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/hcov-emc/2186-idsc/2686-novelcorona2012.html>